もしもに備える わたしの エンディングノート



エンディングノートとは

自分自身に何かあった時に備えて、ご家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのノートです。 大切な人に伝えたいこと、考えや想いなどをメッセージとして書き残し、 これからのことを託せる人に伝えましょう。

エンディングノートを書くためのポイント

- ①好きなところから書き始めましょう。興味があるページから書き始めても大丈夫です。 すべてを埋める必要もありません。ページを飛ばしても大丈夫です。
- ②書き直しはいつでもできます。簡単に書き直しできるように鉛筆等書き直しができる 筆記用具がおススメです。
- ③防犯上他人に知られては困る情報は書かないようにしましょう。 キャッシュカードの暗証番号や金庫の開け方などは書かないようにしましょう。
- ④ノートの存在、保管場所を託せる人に伝えましょう。

清須市 • 清須市社会福祉協議会

目次

●わたしについて	
自分のプロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
自分史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
身分証等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
生命保険、医療保険等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
ライフライン等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ペットのこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
●介護が必要になったら	
介護の希望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
介護サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
☆高齢者施設・住宅の種類☆	
●健康・医療について	
かかりつけ・医療情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
医療の希望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
●エンディングについて	
葬儀・お墓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
遺言書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
☆遺言書について☆	
●財産について	
預貯金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
有価証券・投資信託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
不動産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
クレジットカード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
その他財産(貴金属・自動車・骨董等) ・・・・・・・・・・・・・・	10
貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
負債(ローン) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
財産管理をお願いしたい人・成年後見人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
デジタル資産・データ等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
☆成年後見制度とは☆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
●家系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
☆相続について☆	
●連絡先 ·········	14
●伝えたいこと・メッセージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
☆清須市の福祉相談窓□一覧☆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

●わたしについて				((12)	入日	年	月	日)
自分のプロフィール									
ふりがな	生年月日		年	Ē,	月	В	血液型		型
氏名									
住所									
本籍						出生地			都 道府 県
電話番号	メー								
携帯電話	アド	レス							
好きなもの等									
食べ物	場所								
音楽	過ごし方								
趣味	特技								
自分史									
出生(両親のこと等)									1
幼少期(こんな子供だった、思い出等)									
学生時代(小学校〜大学等の思い出、学んだ事、将来の夢)									
							+_	×	
*									
社会人(仕事、結婚、子育て等これまでの思い出)	社会人(仕事、結婚、子育て等これまでの思い出)								
									•

身分証等

オル証守		
	番号	保管場所
運転免許証		
年金手帳		
健康保険証		
介護保険証		
パスポート		
マイナンバー		
印鑑		

生命保険・	医療保険等		
保険会社		種類	
加入内容		証券番号	
契約者		受取人	
保険会社		種類	
加入内容		証券番号	
契約者		受取人	
保険会社		種類	
加入内容		証券番号	
契約者		受取人	



名称	会社名	電話番号
大家さん アパート管理会社		
電気		
ガス		
水道		
電話 (携帯電話)		
その他 (新聞・インターネッ ト等)		

ペットのこ	ح الله الله الله الله الله الله الله الل		
種類		名前	
登録番号		特徴 好きなもの	
かかりつけ医			
もしもの時 預ける先			

MEMO			

(記入日 年 月 日)

介護の希望について

		対象者• 内	内容	
①誰に介護してほしい	()家族	()介護専門職	()家族に任せる	
②どこで介護してほしい	()自宅	()病院や施設	()家族に任せる	
③介護のための支払い	()預貯金から	()保険から	()家族に任せる	
④認知症や自己判断が難しく なった時の金銭管理者	()家族	()成年後見人等	()家族に任せる	

介護サービスについて

	事業所名(連絡先)	担当者
介護支援専門員 (ケアマネジャー)		

	事業所名(連絡先)	サービス内容	担当者
介護保険サービス			
その他サービス			
その個サービス			

☆高齢者施設・住宅の種類☆

【公的施設】

特別養護老人ホーム…要介護高齢者のための生活施設

介護老人保健施設 …要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設

介 護 医 療 院 … 医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設

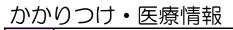
ケ ア ハ ウ ス…自立した生活を維持できるようにサポートする施設

【民間施設】

有料老人ホーム …高齢者が安心して暮らせるように、生活上のサポートや介護サービスを提供する施設サービス付き高齢者住宅…「安否確認」「生活相談」サービスの提供が義務付けられた、バリアフリー賃貸住宅グループホーム …認知症高齢者のための共同生活住宅

●健康・医療について

(記入日	年	月	日)
------	---	---	----



()

●エンディングについて

(記入日 年

月

日)

葬儀・お墓

葬儀は…

() 一般葬	() 家族葬 () 火葬の	かみ ()家族に任せ	る
() 生前予約をして	ある〔名称:	連絡先:)
() 互助会に入って	いる〔名称:	連絡先:)
() その他〔)	
宗教•宗派			
菩提寺•宗教団体	名称:	連絡先:	
喪主	()頼みたい人がいる〔名前:	j	()家族に任せる
遺影	() 用意してある 〔保管場所:	J	()家族に任せる
棺に入れて ほしいもの			
葬儀の際、 してほしいこと してほしくないこと			
## 公相	 () 斎場〔希望がある場合 →名 	活称: 連絡先:	J
葬儀会場	()自宅 ()家族に任せる	()その他〔	J
葬儀費用	() 用意してある 〔保管場所:	J	()家族に任せる
	() 先祖代々の墓へ		
お墓	()新しい墓を用意して欲しい		
~	()家族に任せる		
	()その他 〔)
葬儀に来て ほしい人リスト			

遺言書

遺言書を作成していますか?

- 自筆証書遺言を作成している ()
- 公正証書遺言を作成している ()
- () 秘密証書遺言を作成している
- () 作成していない





遺言書の保管場所 連絡先	
--------------	--

遺産の分割や遺品について知らせておきたいこと

☆遺言書について☆

- ・遺言書とは財産を所有する人が自分の死後に財産をどう分けるのかの意思を示した、法的効力を持つ 書面のこと。
- ・遺言書には法定相続分とは異なる相続の指定や、相続人以外への遺贈、遺言執行者の指定ができる。 ・遺言書には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」があります。

遺言書の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
筆記	本人	公証人	本人
作成方法	作成方法 自筆で作成 公証人が遺言者本人の 意思を反映して作成		本人が作成したものを 公証役場に提出
証人	不要	2人以上必要	2人以上必要
保管場所	本人が保管	公証役場で保管 (正本は本人)	本人が保管
裁判による検認	必要	不要	必要
費用	費用 不要	必要	必要
メリット	どこでも作成でき手軽費用がかからない内容は本人しかわからない	・公証人が作成してくれるので内容が明確・公証役場で保管する為、紛失の心配がない・裁判所の検認が不要	・遺言書の内容を秘密にできる
デメリット	・遺言の形式不備になりがち ・裁判所の検認が必要 ・内容が不明瞭なことが多い ・紛失・偽造等の恐れがある	公証人の手数料がかかる遺言書の作成に証人2人以上が必要	・遺言書の作成に証人2人以上が必要・遺言の形式不備になりがち・裁判所の検認が必要・内容が不明瞭なことが多い

	团	産	1,	つ	١,١	7
\mathbf{T}	ズル	<i>)</i> — I		_	v	_

(記入日 年 月 日)

預貯金

金融機関名•支店名	種類	□座番号	名義	備考

有価証券・投資信託等

金融機関名•支店名	□座番号	種類•銘柄	数量	備考

不動産

1 40/1					
種類	名義人	所在地	持分	不動産番号	備考

クレジットカード

7 7 7 1 7 1			
カード名称・カードブランド	カード番号	紛失時連絡先	備考

その他財産(貴金属・自動車・骨董等)

名称•内容	金額	保管場所	備考

貸付金

貸付先	金額	連絡先	契約書保管場所	備考

負債(ローン)

借入先	金額	連絡先	契約書保管場所	備考

財産管理をお願いしたい人・成年後見人等

財産管理を依頼したい人(成年後見人等)	連絡先	
---------------------	-----	--

デジタル資産・データ等



※ログインに必要なIDやパスワードについては、別途保管しておくことをお勧めします。

※ログイブに必要な!!	プやハスワートに ブロ (は、別述保管しておくことをの勧めします。
	名称・契約情報・連絡先など
デジタル資産 (電子マネー・仮想通貨等)	
パソコン	
スマートフォン	
プロバイダー	
ウェブサービス	
アプリ(有料)	
ブログ	
SNS	
各種ポイントカード	

☆成年後見制度とは☆

○成年後見制度

成年後見制度は認知症、知的・精神障がい等によって判断能力に不安を感じる方の生活を守る為、 家庭裁判所から選ばれた後見人等が、本人の財産管理や様々な契約・手続きのお手伝いを行い、本人 の権利や財産を法律的に保護し、支援する権利擁護の制度のこと。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「任意後見制度」があります。

	法定後見制度	任意後見制度
対象	認知症、知的・精神障がいなどにより 判断能力が十分でない方	老後のこと等考えることができるほどの 判断能力が十分ある方
手続き	申立人(本人、親族等)が家庭裁判所に 申立を行う	本人が公証役場で公正証書を作成する
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定する (候補者の希望を出すことができる)	任意後見人候補者は本人が決める (本人の判断能力が低下し、監督人が 選任される)
内容	判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3類型に区分される (区分によって権限に違いがある)	任意後見契約時に、本人が公正証書に 定めた内容(取消権なし)
監督	原則、家庭裁判所の監督を受ける	家庭裁判所が選任した任意後見監督人(弁護 士、司法書士など)の監督を受ける

○成年後見人等の仕事

成年後見人等は、本人の意向を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や 生活及び療養看護に関する事務を行うことによって本人の保護・支援します。

など

など

財産管理に関する事務

●成年後見人等ができること

- 預貯金の通帳、印鑑、証書類の管理
- 収支管理(税金や公共料金の支払い等)
- 不動産等の管理や処分
- ・悪徳商法等の不当な契約の取消し

●成年後見人等ができないこと

- ・利殖等を目的とした資産の運用
- 財産贈与
- ・本人の利益にならない債務保証
- ・日用品の購入の取消し

など

生活及び療養看護に関する事務

●成年後見人等ができること

- 病院入院、施設入所の手続き
- ・要介護認定の申請などの手続き
- 介護サービス等の契約手続き
- 住宅の賃貸借手続き、支払い

●成年後見人等ができないこと

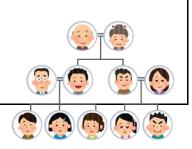
- ・買い物や食事介助、病院の付き添いなど
- 入院や施設入所の保証人や身元引受人
- 手術や延命治療等の医療行為への同意
- 死後事務に関する事

など

家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

自分



☆相続について☆

相続とは、亡くなった人(被相続人)の財産などの権利・義務を、残された家族などが引き継ぐこと。 相続には大きく分けて「**法定相続**」「**遺言相続**」「**遺産分割協議**」があります。

- 法定相続…民法に定められた相続人の範囲や順位、それぞれの相続分に従って相続すること。 亡くなった人の配偶者は常に相続人となります。血族相続人には順位が定められており、 ①子(子が死亡している場合は孫)、②親、③兄弟姉妹となります。第2順位以降の人は 上位者がいない時に相続人となります。
- 遺言相続…被相続人が生前に作成した遺言書が存在する場合、基本的に遺言者の意思に基づいて財産が分配される。(遺言書についてはP.9参照)
- 遺産分割協議…被相続人の相続人全員で、遺産の分け方を話し合って決める手続き。法定相続分や遺言の内容と異なる割合で相続分を決めることも可能。遺産分割協議が成立したら遺産分割協議書を作成し、法務局に相続登記します。

●連絡先

(記入日 年 月 日)

※頼りにしている人、連絡を取ってほしい人を記入してください

名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる

●連絡先

(記入日 年 月 日)

※頼りにしている人、連絡を取ってほしい人を記入してください

名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる

●伝えたいこと・メッセージ	(記入日	年	月	日)
<u> </u>				
さんへ				
<u> </u>				
<u>さんへ</u>				
<u>さんへ</u>				
<u> さんへ</u>				

MEMO	(記入日	年	月	日)

☆ 清須市の福祉相談窓口一覧 ☆

どこに相談したらよいかわからないとき お気軽に相談窓口へご相談ください。

相談内容	担当地区	名称	住所	TEL·FAX
介護保険・ 権利擁護・そ の他福祉サー ビス等の総合 的な相談	清洲 春日	清須市地域包括支援センター	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 409-9010 ᠍ (052) 401-0032
	新川 西枇杷島	清須市地域包括支援セン ターさわやか	清須市西枇杷島町住吉1 番地1(にしびさわやかプラ ザ内)	2 (052) 509-2270 ■ (052) 509-2260
障がい福祉 サービスに 関する相談	清須市全域	障がい者サポートセンター 清須	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 400-3368 ♣ (052) 401-0032
後見人等に関する相談(相続・遺言・葬儀等)	清須市全域	清須市成年後見支援センター	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 409-3217 ᠍ (052) 401-0032
商品や契約・ 販売等のトラ ブル	清須市全域	消費生活センター	清須市須ケロ1238番地 清須市役所南館1階 消費生活センター	月・火・木・金曜日 13:30~16:00 ☎(052)325-5151
生活困窮	清須市全域	しごと・くらしサポートセ ンター	清須市須ケロ1238番地 (社会福祉課内)	☎(052)400-2911 (代表)
法律に関する 相談	清須市全域	弁護士による市民のくらし 法律無料相談	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	■要・事前予約■ 毎月 第2火・水曜日 ※相談はおひとり年2回 まで ☎(052)401-0031

課名	業務内容	場所
社会福祉課	民生児童委員、人権擁護、戦傷病者、戦没者遺族、 障害福祉、生活自立相談など	北館1階
高齢福祉課	介護保険、介護予防、高齢者福祉など	北館1階
健康推進課	心の悩みやひきこもりの相談、健康相談、 がん検診等健康づくり、予防接種など	北館2階

思い出の写	真を貼ろう	1		

『もしもに備える わたしのエンディングノート』 2025年 10月 発行

発行者 清須市・清須市社会福祉協議会

監修 清須市成年後見支援センター支援検討会議委員

連絡先 清須市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

T452-8569

愛知県清須市須ケロ1238番地 La 052-400-2911 (代表)

清須市社会福祉協議会 成年後見支援センター 〒452-0931

愛知県清須市一場古城604番地15 清須市清洲総合福祉センター内

Tel 052-401-0031 (代表)

052-400-3217 (成年後見支援センター)

もしもに備える わたしの エンディングノート



エンディングノートとは

自分自身に何かあった時に備えて、ご家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのノートです。 大切な人に伝えたいこと、考えや想いなどをメッセージとして書き残し、 これからのことを託せる人に伝えましょう。

エンディングノートを書くためのポイント

- ①好きなところから書き始めましょう。興味があるページから書き始めても大丈夫です。 すべてを埋める必要もありません。ページを飛ばしても大丈夫です。
- ②書き直しはいつでもできます。簡単に書き直しできるように鉛筆等書き直しができる 筆記用具がおススメです。
- ③防犯上他人に知られては困る情報は書かないようにしましょう。 キャッシュカードの暗証番号や金庫の開け方などは書かないようにしましょう。
- ④ノートの存在、保管場所を託せる人に伝えましょう。

清須市 • 清須市社会福祉協議会

目次

●わたしについて	
自分のプロフィール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
自分史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
身分証等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
生命保険、医療保険等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
ライフライン等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ペットのこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
●介護が必要になったら	
介護の希望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
介護サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
☆高齢者施設・住宅の種類☆	
●健康・医療について	
かかりつけ・医療情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
医療の希望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
●エンディングについて	
葬儀・お墓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
遺言書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
☆遺言書について☆	
●財産について	
預貯金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
有価証券・投資信託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
不動産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
クレジットカード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
その他財産(貴金属・自動車・骨董等)・・・・・・・・・・・・・・・	10
貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
負債(ローン)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
財産管理をお願いしたい人・成年後見人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
デジタル資産・データ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
☆成年後見制度とは☆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
●家系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
☆相続について☆	
●連絡先 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
●伝えたいこと・メッセージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
☆清須市の福祉相談窓□一覧☆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

●わたしについて				(100	入日	年	月	日)
自分のプロフィール								
ふりがな	生年月日		 年	月	В	血液型		型
氏名	,,			/3				
住所								
本籍					出生地			都 道府 県
電話番号 — —	メー	ール				Į.		
携帯電話 - - -	アド	レス						
好きなもの等								
食べ物	場所							
音楽	過ごし方							
趣味	特技							
自分史						n n	ô	
出生(両親のこと等)							(n, n)	
L幼少期(こんな子供だった、思い出等)								
学生時代(小学校~大学等の思い出、学んだ事、将系	来の夢)							
					*			*
社会人(仕事、結婚、子育て等これまでの思い出)					4	V		•

身分証等

	W 1215	
	番号	保管場所
運転免許証		
年金手帳		
健康保険証		
介護保険証		
パスポート		
マイナンバー		
印鑑		

生命保険・医療保険等

保険会社	種類	
加入内容	証券番号	
契約者	受取人	

保険会社	種類	
加入内容	証券番号	
契約者	受取人	

保険会社	種類	
加入内容	証券番号	
契約者	受取人	

= .	∕ ¬	=	/	\	,左
フコ	ノ	フィ	1		/ 寺



名称	会社名	電話番号
大家さん アパート管理会社		
電気		
ガス		
水道		
電話 (携帯電話)		
その他 (新聞・インターネッ ト等)		

ペットのこ	ح الله الله الله الله الله الله الله الل		
種類		名前	
登録番号		特徴 好きなもの	
かかりつけ医			
もしもの時預ける先			

MEMO		

介護の希望について

		対象者・[内容
①誰に介護してほしい	()家族	()介護専門職	()家族に任せる
②どこで介護してほしい	()自宅	()病院や施設	()家族に任せる
③介護のための支払い	()預貯金から	()保険から	()家族に任せる
④認知症や自己判断が難しく なった時の金銭管理者	()家族	()成年後見人等	()家族に任せる

介護サービスについて

	-	
	事業所名(連絡先)	担当者
介護支援専門員 (ケアマネジャー)		

	事業所名(連絡先)	サービス内容	担当者
介護保険サービス			
その他サービス			
この個サービス			

☆高齢者施設・住宅の種類☆

【公的施設】

特別養護老人ホーム…要介護高齢者のための生活施設

介護者人保健施設 …要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設

介 護 医 療 院 … 医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設

ケ ア ハ ウ ス…自立した生活を維持できるようにサポートする施設

【民間施設】

有料老人ホーム …高齢者が安心して暮らせるように、生活上のサポートや介護サービスを提供する施設サービス付き高齢者住宅…「安否確認」「生活相談」サービスの提供が義務付けられた、バリアフリー賃貸住宅グループホーム …認知症高齢者のための共同生活住宅



●健康・医療について

(記入日 年 月 日)

か	かり		\vdash	• [2	三炬	割犁	辛品
IJ'n	/_J · v _	ו ע	しし	~ レ	<u> </u>	ᆔ	I ∓IV

既往歴			アレルギー
	病名		
1	病院名		主治医
O	連絡先		
	服薬物	青報	
	病名		
2	病院名		主治医
0	連絡先		
	服薬物	青報	
	病名		
3	病院名		主治医
	連絡先		
	服薬物	青報	
医療	の希望		
			()病名を告知してほしい ()余命を告知してほしい
病名や余命の告知		告知	()病名も余命も告知してほしい ()告知はいらない
延命治療について		いて	()緩和ケア ()延命治療 ()自然死
最期を迎えたい場所		\場所	
	臓器提供		()死後臓器提供希望 ()希望しない

●エンディングについて

(記入日

年 月

日)

葬儀・お墓

葬儀は… () 一般葬 () 生前予約をして () 互助会に入って () その他〔	ある〔名称:	Dみ () 家族に任せ 連絡先: 連絡先:	ිට]]
宗教•宗派			
菩提寺•宗教団体	名称:	連絡先:	
喪主	()頼みたい人がいる〔名前:	j	()家族に任せる
遺影	() 用意してある 〔保管場所:	j	()家族に任せる
棺に入れて ほしいもの			
葬儀の際 、 してほしいこと してほしくないこと			
葬儀会場	() 斎場〔希望がある場合 →名		
++ #* #P	()自宅 ()家族に任せる()用意してある	() その他 (
葬儀費用 	〔保管場所:	J	()家族に任せる
お墓	() 先祖代々の墓へ() 新しい墓を用意して欲しい() 家族に任せる() その他 〔		J
葬儀に来て ほしい人リスト			

遺言書

遺言書を作成していますか?

- () 自筆証書遺言を作成している
- () 公正証書遺言を作成している
- 秘密証書遺言を作成している ()
- () 作成していない





遺言書の保管場所 連絡先		遺言書の保管場所		連絡先	
--------------	--	----------	--	-----	--

遺産の分割や遺品について知らせておきたいこと

☆遺言書について☆

- 遺言書とは財産を所有する人が自分の死後に財産をどう分けるのかの意思を示した、法的効力を持つ 書面のこと。
 ・遺言書には法定相続分とは異なる相続の指定や、相続人以外への遺贈、遺言執行者の指定ができる。
- ・遺言書には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」があります。

遺言書の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言	
筆記	本人	公証人	本人	
作成方法自筆で作成		公証人が遺言者本人の 意思を反映して作成	本人が作成したものを 公証役場に提出	
証人	不要	2人以上必要	2人以上必要	
保管場所本人が保管		公証役場で保管 (正本は本人)	本人が保管	
裁判による検認 必要		不要	必要	
費用不要		必要	必要	
メリット	どこでも作成でき手軽費用がかからない内容は本人しかわからない	・公証人が作成してくれるので内容が明確・公証役場で保管する為、 紛失の心配がない・裁判所の検認が不要	・遺言書の内容を秘密にできる	
デメリット	・遺言の形式不備になりがち ・裁判所の検認が必要 ・内容が不明瞭なことが多い ・紛失・偽造等の恐れがある	・公証人の手数料がかかる・遺言書の作成に証人2人以上が必要	・遺言書の作成に証人2人以上が必要・遺言の形式不備になりがち・裁判所の検認が必要・内容が不明瞭なことが多い	

日)

預貯金

金融機関名•支店名	種類	□座番号	名義	備考

有価証券 • 投資信託等

□座番号	種類•銘柄	数量	備考
	口座番号	□座番号 種類・銘柄	□座番号 種類・銘柄 数量

不動産

種類	名義人	所在地	持分	不動産番号	備考

クレジットカード

カード名称・カードブランド	カード番号	紛失時連絡先	備考

その他財産(貴金属・自動車・骨董等)

名称•内容	金額	保管場所	備考

12	_	L _	_
	١	ΙŦ	F

 - 				
貸付先	金額	連絡先	契約書保管場所	備考

負債(ローン)

借入先	金額	連絡先	契約書保管場所	備考

財産管理をお願いしたい人・成年後見人等

連絡先	
	連絡先

デジタル資産・データ等



※ログインに必要なIDやパスワードについては、別途保管しておくことをお勧めします。			
	名称・契約情報・連絡先など		
デジタル資産 (電子マネー・仮想通貨等)			
パソコン			
スマートフォン			
プロバイダー			
ウェブサービス			
アプリ(有料)			
ブログ			
SNS			
各種ポイントカード			

☆成年後見制度とは☆

○成年後見制度

成年後見制度は認知症、知的・精神障がい等によって判断能力に不安を感じる方の生活を守る為、 家庭裁判所から選ばれた後見人等が、本人の財産管理や様々な契約・手続きのお手伝いを行い、本人 の権利や財産を法律的に保護し、支援する権利擁護の制度のこと。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

	法定後見制度	任意後見制度
対象	認知症、知的・精神障がいなどにより 判断能力が十分でない方	老後のこと等考えることができるほどの 判断能力が十分ある方
手続き	申立人(本人、親族等)が家庭裁判所に 申立を行う	本人が公証役場で公正証書を作成する
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定する (候補者の希望を出すことができる)	任意後見人候補者は本人が決める (本人の判断能力が低下し、監督人が 選任される)
内容	判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3類型に区分される (区分によって権限に違いがある)	任意後見契約時に、本人が公正証書に 定めた内容(取消権なし)
監督	原則、家庭裁判所の監督を受ける	家庭裁判所が選任した任意後見監督人(弁護 士、司法書士など)の監督を受ける

○成年後見人等の仕事

成年後見人等は、本人の意向を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や 生活及び療養看護に関する事務を行うことによって本人の保護・支援します。

財産管理に関する事務

- 預貯金の通帳、印鑑、証書類の管理
- ・ 収支管理 (税金や公共料金の支払い等)
- 不動産等の管理や処分
- 悪徳商法等の不当な契約の取消し

●成年後見人等ができないこと

- ・ 利殖等を目的とした資産の運用
- 財産贈与
- 本人の利益にならない債務保証
- ・日用品の購入の取消し

など

生活及び療養看護に関する事務

●成年後見人等ができること

- 病院入院、施設入所の手続き
- ・要介護認定の申請などの手続き
- 介護サービス等の契約手続き
- 住宅の賃貸借手続き、支払い

●成年後見人等ができないこと

- ・買い物や食事介助、病院の付き添いなど
- 入院や施設入所の保証人や身元引受人
- 手術や延命治療等の医療行為への同意
- 死後事務に関する事など

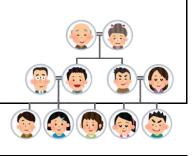
など

など

家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

自分



☆相続について☆

相続とは、亡くなった人(被相続人)の財産などの権利・義務を、残された家族などが引き継ぐこと。 相続には大きく分けて「**法定相続**」「**遺言相続**」「**遺産分割協議**」があります。

- 法定相続…民法に定められた相続人の範囲や順位、それぞれの相続分に従って相続すること。 亡くなった人の配偶者は常に相続人となります。血族相続人には順位が定められており、 ①子(子が死亡している場合は孫)、②親、③兄弟姉妹となります。第2順位以降の人は 上位者がいない時に相続人となります。
- ・遺言相続…被相続人が生前に作成した遺言書が存在する場合、基本的に遺言者の意思に基づいて財産が分配される。(遺言書についてはP.9参照)
- 遺産分割協議…被相続人の相続人全員で、遺産の分け方を話し合って決める手続き。法定相続分や遺言の内容と異なる割合で相続分を決めることも可能。遺産分割協議が成立したら遺産分割協議書を作成し、法務局に相続登記します。

冲	么欠	丛	_
ၾ	邢口	7	1

(記入日

年 月 日)

※頼りにしている人、連絡を取ってほしい人を記入してください

名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる

冲	么欠	丛	_
ၾ	邢口	7	1

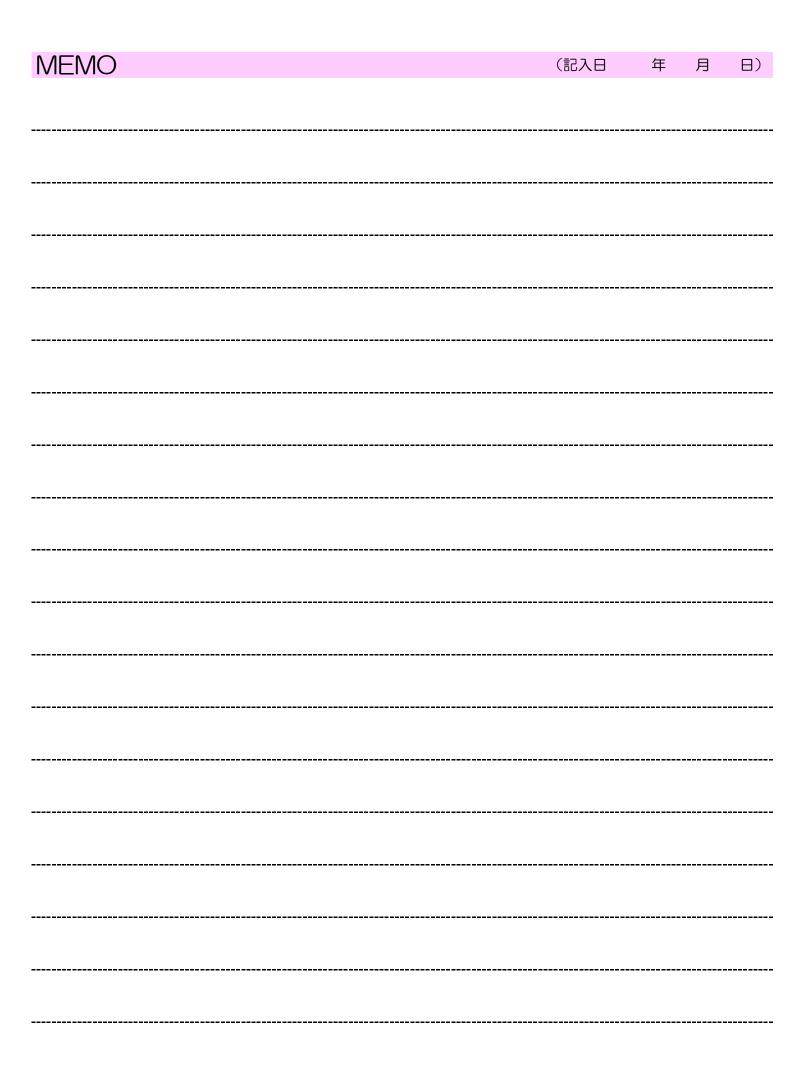
(記入日

年 月 日)

※頼りにしている人、連絡を取ってほしい人を記入してください

名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる
名前	続柄(関係)
住所	
電話	
連絡時期	()入院時 ()葬儀前 ()葬儀後 ()家族にまかせる

●伝えたいこと・メッセージ	(記入日	年	月	日)
<u>さんへ</u>				
さんへ				
+/ A				
<u>さんへ</u>				
<u>, </u>				
さんへ				
<u>さんへ</u>				
+/ ^				
<u>さんへ</u>				



☆ 清須市の福祉相談窓口一覧 ☆

どこに相談したらよいかわからないとき お気軽に相談窓口へご相談ください。

相談内容	担当地区	名称	住所	TEL • FAX
介護保険・ 権利擁護・そ の他福祉サー	清洲 春日	清須市地域包括支援センター	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 409-9010 ᠍ (052) 401-0032
ビス等の総合的な相談	新川 西枇杷島	清須市地域包括支援セン ターさわやか	清須市西枇杷島町住吉1 番地1(にしびさわやかプラ ザ内)	2 (052) 509-2270 4 (052) 509-2260
障がい福祉 サービスに 関する相談	清須市全域	障がい者サポートセンター 清須	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 400-3368 ᠍ (052) 401-0032
後見人等に関する相談(相続・遺言・葬儀等)	清須市全域	清須市成年後見支援センター	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	☎ (052) 409-3217 ♣ (052) 401-0032
商品や契約・ 販売等のトラ ブル	清須市全域	消費生活センター	清須市須ケロ1238番地 清須市役所南館1階 消費生活センター	月・火・木・金曜日 13:30~16:00 ☎(052)325-5151
生活困窮	清須市全域	しごと・くらしサポートセ ンター	清須市須ケロ1238番地 (社会福祉課内)	☎ (052)400-2911 (代表)
法律に関する 相談	清須市全域	弁護士による市民のくらし 法律無料相談	清須市一場古城604番地 15(清須市総合福祉セン ター内)	■要・事前予約■ 毎月 第2火・水曜日 ※相談はおひとり年2回 まで ☎(052)401-0031

▼ 清 須 市 役 所 🧼 清須市須ケロ1238番地 TEL: 052-400-2911 (代表)

課名	業務内容	場所	
社会福祉課	民生児童委員、人権擁護、戦傷病者、戦没者遺族、 障害福祉、生活自立相談など	北館1階	
高齢福祉課	介護保険、介護予防、高齢者福祉など	北館1階	
健康推進課	心の悩みやひきこもりの相談、健康相談、 がん検診等健康づくり、予防接種など	北館2階	

♪思い出の写真を貼ろう♪

『もしもに備える わたしのエンディングノート』 2025年 10月 発行

発行者 清須市・清須市社会福祉協議会

監修 清須市成年後見支援センター支援検討会議委員

連絡先 清須市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

T452-8569

愛知県清須市須ケロ1238番地 161 052-400-2911 (代表)

清須市社会福祉協議会 成年後見支援センター 〒452-0931

愛知県清須市一場古城604番地15 清須市清洲総合福祉センター内

Tel 052-401-0031(代表)

052-400-3217 (成年後見支援センター)